

## 奥州市公告

奥州市市有林に係る J-クレジット認証・販売業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 6 年 6 月 27 日

奥州市長 倉 成 淳

### 1 事業の概要

#### (1) 名称

奥州市市有林に係る J-クレジット認証・販売業務

#### (2) 共同創出者の決定方法

公募型プロポーザル方式

#### (3) 事業の内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和 16 年 3 月 31 日までとする。

### 2 プロポーザルの日程

番号	内容	期日
1	実施要領等の公開【発注者】	令和 6 年 6 月 28 日（金）
2	質問書の提出【提案者】	令和 6 年 7 月 8 日（月）午後 5 時
3	質問回答【発注者】	令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 5 時
4	参加申込書の提出【提案者】	令和 6 年 7 月 22 日（月）午後 5 時
5	企画提案書等の提出【提案者】	令和 6 年 7 月 29 日（月）午後 5 時
6	審査【発注者】【提案者】	令和 6 年 8 月 6 日（火）
7	審査結果通知【発注者】	令和 6 年 8 月 13 日（火）
8	契約交渉【発注者】【候補者】	令和 6 年 8 月
9	契約締結【発注者】【候補者】	令和 6 年 9 月

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 令和6年4月1日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、奥州市の指名停止又は指名保留の借置期間中でない者であること。
- (4) 令和6年4月1日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録、クレジット認証申請事務、クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者。
- (13) この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

#### 4 連絡先

担当部署 : 奥州市市民環境部GX推進室  
所在地 : 〒023-1192 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地  
電話 : 0197-34-2062 (直通)  
FAX : 0197-51-2374  
E-mail : gx@city.oshu.iwate.jp

#### 5 その他

企画提案書の作成、プレゼンテーション等本プロポーザルに係る提案（の実施に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。